

## 全員協議会 会議録（要点筆記）

午後 1時30分 開会

午後 3時30分 閉会

場所 : 全員協議会室

### [上程議案の補足説明]

#### 1 和解及び損害賠償の額の決定について（除草作業中の事故）

大山仁志建設部長：資料に基づき説明

加藤美幸議員：乙川地域の方の草刈りの際の事故というのは今回に限ったことではない（以前にも同様の事故があった）と思いますが、（今回の事故により）今後乙川地域の方の草刈りを止めていただくなどの議論はされていますか。

大山仁志建設部長：今後このような事故のないよう、再発防止を徹底するということとし、止めていただくという議論は行っていません。

鈴木幸彦議員：この件（除草にかかる事故）については、以前議場（一般質問）でもお聴きしました。今の部長の説明ですと、作業の方がルールを守らなかった（ことで事故が起きた）とのことでしたが、これからどのように対応していくことでムダな事件がなくなるか、実際どうしたら良いか、（具体的な取り組みについて）考えを教えてください。

大山仁志建設部長：指導徹底することに尽きる、と思います。

この事故を受けまして、その後に作業を行っています瑞穂区や乙川1区には職員が現場に出向いて確認作業を行い、指導を行っています。そういった中で今後事故のないよう徹底していきたいと考えています。

#### 2 専決処分の報告について（コンサートが開催できなかったことによる損害の和解及び損害賠償の額の決定）

岩橋平武教育部長：資料に基づき説明

質疑なし

#### 3 新型コロナウイルス感染症対策事業の概要について（令和2年度一般会計補正予算第13号計上分）

山本卓美総務部長：資料に基づき説明

中川健一議員：1点、考え方を教えてください。資料の項番7、電子書籍の貸し出し事業について、事業を否定するものではありませんが、それよりも現状の図書館の消毒やソーシャルディスタンスを徹底することで安全性を高め、貸し出し数を増やしたり、市民の利便性を向上させるなどの選択肢もあったかと思えます。今回、この事業を採用することとした理由を教えてください。

岩橋平武教育部長：今回（図書館の）休館中の対応ということで、休館中に図書の新着を求め声が多くありましたので、休館していても、そうでなくても足を運ぶことなく図書の貸し出しができるように実施したいとします。

中川健一議員：そういった声が多かったとのことですが、声が多かったのは、図書館に行くことでコロナウイルスに感染するのではないかという不安によるものだと思います。手洗いにかかる様々な工夫や、本の貸し出しや返却の際の工夫によって、貸し出しがしやすい、また安全の追求などもできたかと思いますが、そういった方法ではなく、高齢者には使いづらいと思われる電子書籍貸し出しを優先した理由を教えてください。

岩橋平武教育部長：休館明けにも手指消毒をはじめとした感染防止対策に努めてきました。今回の電子書籍貸し出し事業は、休館中であっても図書館の貸し出しができるように、また、図書館への来館が難しい高齢の方や小さなお子様連れの方、また開館時間内に来られないビジネスマンなど来館しなくても貸し出しができるようになります。そのほか、高齢の方、障がいのある方など（紙の書籍が読みづらい方）が文字の拡大や読み上げ機能付きの書籍で音声で聴くことができるなど、電子書籍を導入することで新たにサービスを拡大できます。

鈴木健一議員：項番5のスクールサポートスタッフについて、体制は（現状）そのままで期間延長という理解で良かったでしょうか。

岩橋平武教育部長：はい。そのとおりです。

坂井美穂議員：；項番1の諸証明事務について、窓口証明書交付システムとありますが、これを導入することで、機器での受付けを促し、窓口での受付けを減らしていく方向であるか、また、交付機は何台設置されるかを教えてください。

滝本均市民経済部長：機器は市民課の窓口のところに1台設置します。市民が機器にマイナンバーカードをかざすことで住民票等の交付申請を行っていただき、申請書類は市民課事務室内の機器からプリントアウトされ、窓口から交付されます。交付申請にかかる職員との接触を極力すくなくすることを目的としたシステムです。

坂井美穂議員：システムの導入による、今現在の（市民課の）窓口との変更点はどのようですか。現在の交付事務から効率化される点を教えてください。

滝本均市民経済部長：申請書にかかる（職員との）やりとりがなくなります。

コンビニで諸証明を発行できますが、それと同様の手続きが市民課の窓口で行えるということです。さらには、窓口で機器を利用し交付することで、今後のコンビニ交付増の促進も図りたいと考えています。

坂井美穂議員：当然、機器を利用する人、しない人がいると思いますが、そこへの促しについてはどのようですか。

滝本均市民経済部長：機器の使用には、コンビニ交付と同様にマイナンバーカードの取得が必要ですので、マイナンバーカードの取得促進を行った上で、機器での交付申請、コンビニでの交付申請の高い利便性を理解していただき交付に繋げていきたいと考えています。

坂井美穂議員：最後にさせていただきますが、（市民課）窓口に設置する機器は窓口に来られた市民の方が目につくところに設置されますか。

滝本均市民経済部長：先ほど、市民課の窓口の前に設置をすることを説明させていただきましたが、設置したことがわかるような表示もさせていただき、コンビニでも行っています操作方法の説明用紙も用意します。不明な場合は職員が

ついて説明します。

水野尚美議員：同じく、住民票の交付にかかる手数料を半額にされるということですが、その理由を教えてください。

滝本均市民経済部長：今回、市民課の窓口で「らくらく窓口証明システム」というコンビニ交付と同様にタッチパネルで申請するシステムを導入します。先ほども少し説明させていただきましたが、コンビニ交付が増えていくことは、新型コロナウイルスの感染防止対策でもあり、市民課の窓口の混雑の緩和にもつながりますのでコンビニ交付を誘導したいとの方針であり、また、コンビニ交付と窓口での交付との格差をつけることでよりそちらの利用促進を図りたいとするものです。

沢田清議長：窓口交付が200円でコンビニが100円ということですね。

滝本均市民経済部長：そのとおりです。

#### 4 第7次半田市総合計画基本構想について

山田宰企画部長：資料に基づき説明

中川健一議員：何点か教えていただきたいと思いますが、まず6ページに「半田市のまちづくりの主要課題」について、「主要課題」をどのように定義しているのか、と言いますのは、記載されている内容が、「問題」と「対策」が混在していて、本来は様々な「問題」が記載されるべきで。複数の課題が書かれて、それを解決しなければいけないため、対策が後段に記述される、と考えるわけですが、施策が記載されている。例えば②の子育て世代の定住の促進というところは、問題は全く記載がされていなくて、子育て世代の定住促進が重要とある。「なぜ重要なのか」の記載がありません。「主要課題」をどのように定義づけてこのような記載になっているのかを教えてください。

山田宰企画部長：「課題」が明確であり、解決策まで見えているものとそうでないものと様々です。課題が明確なものに解決策が複数の選択肢があったり、手法が確立していないものもあるのでそういったものに柔軟に対応できるようにしてあります。解決策まで明確なものについてはそのように記載がしてあります。

中川健一議員：それならば「問題（課題）」はどこに記載があるのですか。例えば7ページの⑨の新たな地縁組織の構築と活動の評価では、確かに自治区をはじめとしたコミュニティの組織について様々な問題が生じていて、その解決策も難しいことは理解していますが、ここに記載されているのは施策で、確かに今後、こういったことを行っていくんだということは伝わりますが、実際、何が困っているのかの記載がなく、施策だけが記載されています。「問題」はどこに記載されていますか。

山田宰企画部長：⑨の場合の問題は「地域活動への参加者を増やしていかなければいけない」ということだと思いますが、「今」困っているというより、この先困ることになるであろう、と捉えて「課題」として整理をしています。

中川健一議員：同様なものとして、56ページの都市空間について「現状と課題」の欄があります。そもそも「課題」という言葉の使い方に問題があると思います。

「課題」とは「対策」ですが、今回「問題点」としても使い、「対策」としても

使っている。政策は後の方にも載っているのですが、こちらでは問題を記載すべきだと思います。問題が明確でなければ、打つべき対策が正しいか否かの判断もできないので、まず、問題を明らかにすべきであると考えますが「現状と課題」はどのように整理し、このような内容としたのか。

山田宰企画部長：現状は「今の状況」です。ただし、現状を踏まえて施策を展開していく必要がありますので「現状」は記載する必要があります。「施策が書いてある」とのご指摘ですが、「問題」を踏まえてやっていくべきこと、について記載をしていくこととし記載をしています。

中川健一議員：6 ページに戻っていただいて、①の主要課題「あらゆる主体のチャレンジ機会の提供支援」について、「人口減少をはじめとする社会環境の大きな変化によりこれまでのまちづくりの進め方を見直し未来を見据えた変革にチャレンジすることが必要です」とありますが、チャレンジすることは伝わりますが、何がいけなくて、どういう問題を解決するためにチャレンジするのが全くわからない。何か「問題」があり、その解決のために「対策」があるはずですが、どの項目も「問題」が非常に曖昧で、何のためにその対策が必要なかが不明瞭です。例えば「チャレンジすることが必要であるのであれば、それは現在どのような問題があってチャレンジが必要であるのか具体的に教えてください。

山田宰企画部長：まさに「人口減少をはじめとする社会環境の大きな変化」が生じており、今までは人口が拡大することを前提にまちづくりを進めてきた現状があるなかで、全く違う方向性になることから、今までのやり方を見直し、変革を行っていないかねればならない、変革するためにはチャレンジしなければならぬ、ということなのです。

中川健一議員：11 ページの土地利用計画のところ、以前は「コンパクトシティ」や「まちなか居住」の推進をうたっていたところが今回はそういった文言がありません。どのような考えでそれらがなくなったのでしょうか。

山田宰企画部長：コンパクトシティの考え方がなくなったわけではなく、三段落目、「長期的な視野に立ち、以降の市街地の過度な拡大を抑制し、必要な都市機能を集約する都市構造への転換を図る」はまさにコンパクトシティであると認識しています。

中川健一議員：では「長期的な視野に立ち市街地の過度な拡大を抑制する」ことがチャレンジですか。

山田宰企画部長：特定の部分を指し、「これがチャレンジか」と問われますとお答えするのは難しいですが、施策としてチャレンジをしていく、ということなのです。

中川健一議員：最後にします。36 ページの環境のところ、半田市の住環境において「臭気対策」は最大の課題であると考えますが、「現状と課題」に臭気対策が入っていないのはどうしてですか。確かに「解決策」は見つかっていませんが、臭気対策が「現状と課題」にも、後述の政策にも入っていないことに対する見解をお尋ねします。

山田宰企画部長：38 ページの生活環境の①に「畜産施設から発生する臭気を継続的に測定、監視するなど公害防止の取り組みを実施します。」と記載がありますので、その施策はチャレンジしていく、と考えています。

中川健一議員：この記載は現状も環境課が実施している内容を説明しているだけです。今後、臭気対策として何か新たな取り組みをチャレンジしていくことは考えていないのでしょうか。

堀寄敬雄副市長：今回のこの第7次総合計画の策定にあたり、事前から説明をさせていただいてきたつもりですが、この半田市総合計画の中で1つ1つの施策について具体的に定義づけたり、進め方を提案するものではなく、総合計画は総合的なものとし様々に柔軟に対応できるようにしておき、総合計画の下に個別計画をしっかりとつくることでそこで具体的にお示ししていきたいというのがこの第7次総合計画に関する思いであります。

加藤美幸議員：14 ページ、施策の体系の第五章ですが、第6次総合計画では男女共同参画と多文化共生は別に記載していましたが今回は共生社会として「国籍や性別に関わらず」と一緒に記載されています。個別に記載しなかった理由を教えてください。

山田宰企画部長：男女共同参画や女性活躍だけを切り出すわけではなく、国籍や、男女以外のLGBTなど、どんな方でも、という意味で、いわゆるソーシャルインクルージョンですね、いろんな方が参加し形成していきましょう、ということです。そのため、特に女性だけを切り取るということは抑え、もっと広い視野で捉えた内容としています。

加藤美幸議員：外国籍の方も多様な社会の一員として尊重することは必要ですが、SDGsの5番目、ジェンダー平等を実現しようと掲げられています。もちろん、ジェンダーとは社会的性差のことですが、今の半田市を見ましても、まだまだ男女格差や社会的な役割分担がされていると考えますが、市としてはその問題はクリアされていると考えているのですか。

山田宰企画部長：（問題が）クリアされたのではなく、これからも継続的に取り組んでいくということです。

## 5 半田市債権管理条例について

山本卓美総務部長：資料に基づき説明

久世孝宏議員：この条例が必要になった経緯等があれば具体例を交えて説明していただきたい。この条例の内容は当然のことであると理解しているが、例えば、条例に定めがないことにより債権の徴収などができていなかったことができるようになるなど、（現状に）どのような問題があり、それに対応するために行うかをわかりやすく教えてください。

山本卓美総務部長：まず、いろいろな手続きを明確化したかった、ということがあります。その他、地方税法上、租税特別措置法などの法律に基づいて強制的に徴収できるものの情報を二次利用することが難しかったのですが、この条例を根拠に、例えば、市税の滞納がある者について同等に給食費、家賃を滞納したものに情報を共有して対処することができるようになります。もう1点、一番大きな理由としては、非強制徴収債権は強制徴収債権と違い、本人から時効の援用の申し出がない限り時効が成立しないため、本人と折衝する機会がない場合など債権が延々と残り続けてしまうこととなります。この条例により市税などの強制徴収債

権と同様に不能欠損処理ができるようになり、徴収見込みのない債権と折衝が可能な債権と整理し、徴収が可能なものに注力できるようになります。

## 【報告案件】

### 1 パブリックコメント手続の実施について

山田宰企画部長：資料に基づき説明

滝本均市民経済部長：資料に基づき計画の概要説明（半田市墓地管理計画）

新村隆副支部長：資料に基づき計画の概要説明（第2次半田市地域福祉計画、第3期半田市障がい者保健福祉計画、半田市高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画）

竹部益世健康子ども部長：資料に基づき計画の概要説明（第2期半田市障がい児福祉計画、半田運動公園長寿命化計画）

大山仁志建設部長：資料に基づき計画の概要説明（半田市都市計画マスタープラン、半田市立地適正化計画）

岩橋平武教育部長：資料に基づき計画の概要説明（第2次子ども読書活動推進計画）

村瀬浩之水道部長：資料に基づき計画等の概要説明（半田市新水道ビジョン・経営戦略）

久世孝宏議員：運動公園長寿命化計画は裏面の文字が読めないもので、読めるものを提出してください。また、鑑裏面のQRコードの一覧は、QRコードの距離が近いのか、読み取りたいものとは別のコードを読み取ってしまうので改善できればしていただきたい。

鈴木健一議員：以前にも1月で5、6件の計画に対し意見をいただくのは期間が不足しているのではないかという話があったかと思いますが、今回は10件もの計画です。あまりに多いので、広く市民から意見をいただきたいという思いもありますから期間の延長等の対応をするべきではありませんか。

山田宰企画部長：今回、総合計画に合わせて、各種の個別計画についても作業を進めていた関係で時期が重なってしまったということがあります。期間については、どの程度延長すれば良いのか、（判断が難しい）ということもありますので、予定通りで実施したいものです。

鈴木健一議員：1か月と言っても実際は年末年始が入るので、せめて、年末年始の休み分の1週間程度は延長するといった配慮が必要ではありませんか。

山田宰企画部長：いつまで延長すればいいのか、という問題もありますし、お正月休みをずらして取ろうという国の動きもある中で、期間延長を1週間としたときにそれが適切かどうかという議論になりますので予定通りの期間で実施をしたいと考えます。

新美保博議員：期間の話についてですが、そもそも、市はパブコメに何を求めているのかお聞きします。先ほど鈴木議員が言われたように、この短期間に10個の計画を1人の人間が見るのです。分担をするわけではない、市政に関心がある市民は10個全部見ると思います。自分たちに置き換えて考えてみてください、この短期間でこれだけの計画を読み、理解し、意見を書く、可能ですか。専門で行っている人間でも他の部署の計画となれば素人です。この短期間で全ての計画を

理解しそれに対し答えを出すのは至極大変であり、不可能ではないでしょうか。であるならば、市はパブコメを期待していない、意見（質問）がゼロであることを求めているのですか。自分たちが作った計画（案）をきちんと市民に見てもらい、意見を言うてもらわなければならない。そのためには、2か月でも3か月でも必要な期間を準備すべきと考えますがいかがですか。

山田宰企画部長：パブリックコメントは、もちろん市民の皆さまに広く意見を頂戴して、計画に反映していきたいという制度ですので、計画をしっかりと読んでいただいてご意見をいただきたいという趣旨で実施するものです。ただ、こう言ったご意見をいただくことを想定しておらず、はんだ市報の12月1日号に期間も掲載していますので実施期間の変更は難しい状況です。

新美保博議員：そうであるならば、市報掲載前に（市議会に）説明をすべきである。この期間で10の計画に対しパブコメを行うという説明であれば、当然このような意見は出ると思う。それを行わないのは、市民からの意見を聴き、計画に反映させようという思いが全く感じられない。これ（パブコメ）で広く市民の意見を聴いたというアリバイ作りに感じられる。

別の話であるが、これだけの資料（計画案）をパブコメの会場に設置するのか、また、計画策定に際し、市民委員として参加いただき、市民の意見を計画に載せてきていると思うが、パブリックコメントがさらに必要であると考えているのか、教えてください。

山田宰企画部長：パブコメの会場には概要版を設置し、計画の冊子は設置しません。計画をご希望の方には市に請求していただき、ご自宅に郵送します。また、既に市民からご意見をいただいているのではないかとのご指摘ですが、ご意見を伺っているとしても、限られた方のご意見を伺うことしか物理的に不可能ですので、その計画にそれまで携わっていない方のご意見を伺う制度として、間口を広げてご意見をいただく制度として必要だと考えています。

新美保博議員：例えば、ニコパルで計画の概要を読んだ市民が計画の全体を読みたいと思った時には市に請求するとのことだが、市民の手間が増えるのをどう考えているか。

山田宰企画部長：以前はパブコメ会場に計画を設置し、その場で読んでいただき、ご意見を設置のポストに入れていただくこととしていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、また、不特定多数の人間が触るものを触りたくないという市民からのご意見もあり、概要版のみの設置としたものです。

新美保博議員：改めて確認するが、パブリックコメントは法令等で定められた義務であるのか。根拠法令は何か。

山田宰企画部長：「半田市パブリックコメント手続に関する要綱」で定められています。

新美保博議員：もう1点、今回のパブリックコメントの実施にかかる費用、用紙代、人件費等の総額を教えてください。

山田宰企画部長：パブリックコメントの手続きそのものと、計画の印刷等各課で行う事務が別にありますので、総額で算出することは難しいです。

新美保博議員：僅かな意見の提出が見込めるかどうかの状況で、条例で定めている

ものでもないパブリックコメントの費用対効果を勘案すると実施すべきものであるのか。そもそも出された意見を採用した実績はあるのか。

山田宰企画部長：要綱で市の基本的な施策の計画、方針若しくは制度の策定又は改定の際に実施し、市民の皆さまの声を頂戴することとしています。

新美保博議員：要綱は法的な義務ではないと思うがどうか。

山田宰企画部長：要綱は市長が定め、職員の行動を規制するものですので、市長の命令によってこのパブリックコメント手続きを行うことされています。

新美保博議員：パブリックコメントの実施は法的義務もないところに、広く市民からの意見を聴きたいからとせっかく行うのであるのに、こんな短い期間で実施し、十分な意見の提出が見込めないであろうことにやる意味があるのか。

榊原純夫市長：今回総合計画の議案とともに各種計画についても見直し等を行っています。総合計画に大きく影響するもの、そうでないものとありますが、総合計画との比較検討もしていただきたい、ということもあり、また、国や県等に提出しなければいけない計画もありますので、大変項目は多くなっておりませんが、予定の期間で見えていただきたいと思います。

中川健一議員：都市計画マスタープランで、先ほど総合計画の時にも少し話をさせていただいたのですが、「コンパクトシティ」や「まちなか居住」の説明はどこに記載がありますか。

大山仁志建設部長：今回の都市計画マスタープランには記載せず、立地適正化計画の中で記載をしています。

中川健一議員：立地適正化計画のどこに記載がありますか。例えば立地適正化計画の55ページには居住誘導地域の記載がありますが、半田市の居住誘導区域の考え方をみると、市街化区域全体が居住誘導地域としており、現状と何ら変わっていません。改めてお聞きします。立地適正化計画のどこに「コンパクトシティ」や「まちなか居住」への方針が示されていますか。

大山仁志建設部長：コンパクトシティの考え方を踏まえて立地適正化計画を作成しています。作成時には市街化区域全体が居住誘導区域になるという考えで表現をしています。

中川健一議員：私は都市計画マスタープランに「コンパクトシティ」や「まちなか居住」の方針の記載がない理由を問い質したところ、建設部長が立地適正化計画に記載していると答えたので、立地適正化計画の記載場所を聞いたが、どこにも記載がない、ということ。発言が適切でないと思うがどうか。

大山仁志建設部長：これから20年を見据えた計画です。今現在は市街化区域にバランス良く（都市機能が）配置できており、まさにコンパクトシティそのものを為していると言えます。しかし、今後、人口減少が進みますと、バランスが崩れてきますので、それに対応できるようこの計画を作成しています。

中川健一議員：10年前にはきちんと半田市は「コンパクトシティを目指します」、「まちなか居住を推進します」と言っていたのであるから、方針を転換されたならきちんと説明をすべきであると考えます。

その他、1点、都市計画マスタープランで地域別構想というものを作っていますが、具体的にどうやって、地域に説明し、地域の了解を得ているのかを教えて

ください。

大山仁志建設部長：区長、学校関係者、商店街の関係者、市民代表の方などに集まっていた会議を開催し、その中でいただいた意見を集約しています。

中川健一議員：その会議で地域別構想に対する了解を得ているということですか。

大山仁志建設部長：その中でいただいた意見を反映させていただくとの話はさせていただきます。

中川健一議員：その会議のメンバーの方にちゃんと「了承」は得ていますか。

大山仁志建設部長：内容について説明をしています。

午後 3時30分 閉会